

令和7年度コンサルにおける入札執行方法について

令和7年4月1日以降の公告案件について、その執行方法等は次のとおりとします。
 なお、その他必要事項については、公告に記載します。

1 入札参加資格要件について

(1) 地域要件

設計金額 種目	100 万円超 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上 1,500 万円未満	1,500 万円以上
測量	市内			
建築設計	市内			
地質調査	市内・準市内			
道路	市内・準市内			
下水道	市内・準市内		市内・準市内・県内本店	
河川砂防 及び海岸・海洋	市内・準市内		市内・準市内・県内本店	
鋼構造及び コンクリート	市内・準市内		市内・準市内・県内本店	
造園	市内・準市内	市内・準市内・県内本店・県内支店		
農業土木	市内・準市内・県内本店・県内支店			
都市計画 及び地方計画	市内・準市内・県内本店・県内支店			
その他	市内・準市内・県内本店・県内支店			

※ 業務内容等により、別途地域要件を設定する場合があります。

【参考】

区 分	事業所所在地
市 内	厚木市内に本店（主たる事業所）を有する者
準市内	厚木市内に受任地（支店、営業所等の受任先）を有する者
県内本店	厚木市を除く神奈川県内に本店（主たる事業所）を有する者
県内支店	厚木市を除く神奈川県内に受任地（支店、営業所等の受任先）を有する者
県 外	神奈川県外に本店（主たる事業所）を有する者

(2) 実績要件

設計金額	300万円未満 ・単価契約	300万円以上
履行実績額	過去10年間に完了した 対象業務と同業種の 履行実績が1件以上	過去10年間に完了した 対象業務と同業種で 設計金額の※2分の1以上の 履行実績が1件以上 ※市内事業者：3分の1以上

※ 業務内容等により、別途実績要件を設定する場合があります。

(3) 技術者数を要件とした入札

業種	設計金額	2人以上在籍を要する技術者
測量	500万円以上	測量士
建築設計	1,000万円以上	1級建築士

(4) 管理技術者に必要な資格

業種	資格
測量	・測量士
地質調査	・技術士（総合技術監理部門（応用理学一般及び地質、建設一般並びに土質及び基礎）、建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）） ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者（地質、土質及び基礎） ・地質調査技士 ・地質調査業者登録規程第3条第1号イ及びロに該当するもの
建築設計	・一級建築士 ・二級建築士
設計 （建築以外）	・技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門） ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者（業務に該当する技術部門） ・建設コンサルタント登録規程第三条第一号ロに定める実務経験等を有するもの

※ 業務内容等により、照査技術者や担当技術者を必要とするもの、別途技術者の資格要件や実績要件を求める場合があります。

なお、対象業務については、業務概要書等に記載します。

(5) 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について

資本関係又は人的関係にある者同士は、同一入札に参加できません。このため、入札参加時に資本関係又は人的関係にある者同士を申告していただく必要があります。詳細は「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を確認してください。

2 手持ち業務制限及び重複落札制限について

(1) 手持ち業務制限

契約検査課で契約するコンサルにおける手持ち業務制限件数については、原則として次の表のとおりとし、競争参加資格確認申請期限の日以降にこれを超えていると、入札に参加することができません。手持ち業務とは、落札決定日から業務完了届提出日までの業務をいいます。

なお、業務完了届提出日の翌日から手持ち業務件数を解除します。

	手持ち業務制限件数
市内事業者 (厚木市内に本店がある事業者)	3 件 (過去 5 年間の厚木市優良建設工事等表彰受賞者は 4 件)
準市内事業者 (厚木市内に本店または支店等 (受任地) がある事業者)	2 件
市外事業者 (上記以外の事業者)	1 件

※ 随意契約案件、不調による再度入札公告等で入札参加資格の地域要件を県内支店以上とした案件及び再々度入札公告の案件は、手持ち業務制限件数の対象としません。

※ 繰越明許事業については、各年度、1 件とします。ただし、繰越により当初の履行期限が翌年度となった業務については、翌年度の手持ち業務件数に含みません。

(2) 重複落札制限

ア 内容を同じくする単価契約の重複落札制限

内容を同じくする単価契約のコンサル業務について、年間に落札できる件数を 1 件とします。また、併せて 2 (1) に規定する手持ち業務制限の対象とします。

なお、対象業務については、公告に記載します。

イ 同日開札の重複落札制限

随意契約を除き、同日に開札するコンサルの案件で、先に開札した案件の落札候補者になった者は、それ以降に開札した同種別（コンサル）案件は、無効とします。ただし、制限することによって次に該当することとなる場合は、適用外とします。

(ア) 2 番目に価格の低い入札者が落札候補者になる場合

(イ) 再度入札又は不調となる場合

なお、適用外となった者同士がくじ引きになる場合は、落札候補者になっている回数が少ない方を優先します。

また、落札候補者が落札に必要な書類を提出できず失格となった案件等があるときは、その案件は、他の同日開札の最後の案件とします。

再度入札となった案件は、再度入札の開札日において適用します。

3 開札について

(1) 入札は、原則として1回とし、開札の結果、予定価格以下かつ最低制限価格以上の入札がないときは、再度入札を1回執行します。

※ 1回目の入札に参加しなかった者及び無効又は失格となった者は、くじ引き及び再度入札に参加できません。

(2) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、当該入札を不調とします。

4 開札後の取扱いについて

(1) 開札の結果、2件以上の最低応札者になった者が、2(1)で定める手持ち業務制限件数を超える又は配置予定技術者等を配置することができない等により、1件しか落札できないときは、落札候補者となることができる業務は、原則として開札予定時間が早い順とします。ただし、再度入札を行う場合には、再度入札の開札時間をその案件の開札予定時間とみなします。

(2) 落札候補者が事情により配置予定技術者等を配置できない場合は、理由を記載した書面を提出してください。

(3) 落札候補者を審査した結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該事業者の入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について、順次、同様の審査を実施します。

次に価格の低い入札者が複数いる場合は、落札候補者になっている回数が少ない方を優先します。それでも1者とならない場合は、くじ引きを実施します。

なお、当初の落札候補者をくじ引きで決定した場合は、当該事業者の入札を無効又は入札者を失格にするとともに、同日に開札した他の案件を落札した者の入札を無効とした後、再度くじ引きを実施します。

落札決定後に落札者が契約を締結しないときも、同様の取扱いができることとします。

5 不調の場合の取扱いについて

不調となった場合は、当初の対象範囲内の事業者を含め、地域要件を拡大し、再度入札公告（再々度入札公告）を行います。

なお、**県内支店事業者以上に拡大した場合または再々度入札公告となる場合は、手持ち業務制限の適用外とします。**

また、見積期間は、短縮することがあります。

※ 初回執行時に県内支店事業者を対象としているものについては、1回目の入札公告では手持ち業務制限の対象とし、不調または入札参加者がいないことによる中止により、地域要件を拡大して再度入札公告する場合に手持ち業務制限の適用外とします。

【参考：具体例】

	1 回目 (初回)	2 回目 (再度入札公告)	3 回目 (再々度入札公告)
測量	市内	市内・準市内	市内・準市内・県内本店 +手持ち制限適用外
道路	市内・準市内	市内・準市内 ・県内本店	市内・準市内 ・県内本店・県内支店 +手持ち制限適用外
1000 万円以上の 鋼構造物及び コンクリート	市内・準市内 ・県内本店	市内・準市内 ・県内本店・県内支店 +手持ち制限適用外	市内・準市内・県内本店・ 県内支店・県外 +手持ち制限適用外
その他	市内・準市内 ・県内本店 ・県内支店	市内・準市内・県内本店 ・県内支店・県外 +手持ち制限適用外	

6 不調による随意契約について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、次に掲げる場合は、随意契約による見積り合わせを執行することができます。

- (1) 再度入札公告又は再々度入札公告により入札を執行しても不調となった場合
- (2) 初回入札公告時に不調となった場合で、次に掲げるいずれかに該当するとき。
 - ア 完成時期を延期できないとき。
 - イ 特殊な業務等で入札参加者が限定されているとき。
 - ウ 随意契約をした方が有利なとき。

随意契約による見積り合わせを執行する場合は、最終入札時の応札者（無効及び失格を除く。）から、原則として 3 者以上の見積書を徴取します。この場合において、最終入札時に応札がないときは、執行しません。

7 中止の場合の取扱いについて

- (1) 設計の見直し

設計誤りがあったため無効（中止）とした入札の再度入札公告の執行にあたっては、設計を見直し、内容を一部変更します。

- (2) 入札執行の方法

無効（中止）とした時期により、次に掲げる事項を参加要件とします。

なお、見積期間は、範囲で短縮することがあります。

- ア 確認通知書発行後に無効（中止）とした場合は、「無効（中止）とした入札の参加資格の認定を受けた者であること」とします。
- イ 入札締切通知書発行後に無効（中止）とした場合は、「無効（中止）とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」とします。

※参加者または応札者がなく中止となった場合は、不調の取り扱いに準じることとします。

8 疑義申立制度について

入札の透明性・公正性を確保するため、契約検査課が発注するコンサルについて、疑義申立期間を設けます。疑義申立制度については、工事に準じます。